

改 正 後

現 行

備 考

第一条～第十四条 (略)

第一条～第十四条 (略)

第五章 出願の手続

第五章 出願の手続

第十五条 普通免許状の授与を受けようとする者（次条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。

第十五条 免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二若しくは昭和二十九年改正法附則第十項又は免許法施行規則第六十五条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与願書（様式第一号）
- 二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）
- 三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）
- 四 基礎資格等を証明する書類
- 五 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。）
- 六 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）
- 七 学力に関する証明書
- 八 実務に関する証明書（様式第七号。免許法施行規則第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号、第七条第一項の表備考第四号又は第十条の表備考第二号の規定の適用を受けるものに限る。）
- 九 介護等の体験に関する証明書（小学校又は中学校の教諭の免許状を出願する場合に限る。）
- 十 教員資格認定試験合格証明書（免許法第十六条の二第一項の規定による出願の場合に限る。）
- 十一 免許状更新講習修了（履修）証明書
- 十二 その他教育委員会が必要と認める書類

- 一 教育職員免許状授与願書（様式第一号）
- 二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）
- 三 誓約書（様式第二号）
- 四 履歴書（様式第三号）
- 五 基礎資格証明書
- 六 看護師若しくは保健師免許証の写（様式第五号。免許状別表第二による出願の場合に限る。）
- 七 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）
- 八 単位修得証明書及び免許状更新講習（修了）（履修）証明書
- 九 実務に関する証明書（様式第七号。免許法施行規則第六条第一項の表備考第十号若しくは第十一号、第七条第一項の表備考第四号又は第十条の表備考第二号の規定の適用を受けるものに限る。）

普通免許状の授与（教育職員検定による普通免許状の授与を除く。）に係る出願の手続きとして条項を整理したものの。

改正後	現行	備考
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第十六条 教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第六号から第十三号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第五号及び第九号から第十一号までの書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育職員検定及び普通免許状授与願書（様式第八号） 二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。） 三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二） 四 身体に関する証明書（様式第十号） 五 人物に関する証明書（様式第十一号） 六 基礎資格等を証明する書類 七 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。） 八 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。） 	<p>第十五条の二 昭和三十六年改正法附則第六項の規定により中学校教諭の技術の教科についての二種免許状の授与を受けようとする者は、前条第一号から第四号まで及び第八号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 図画工作又は職業の教科についての中学校教諭普通免許状の写（様式第五号） 二 都道府県が実施した技術・家庭科についての中学校教育課程研究協議会又は文部科学大臣がこれに相当すると認めた講習の修了証明書の写 <p>第十五条の三 免許法第十六条の二第一項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者は、第十五条第一号から第四号までに掲げる書類のほか、教員資格認定試験合格証明書を提出しなければならない。</p> <p>第十六条 施行法第二条並びに免許法別表第五の中学校に係る二種免許状の項のイ及びロ並びに同表の高等学校に係る一種免許状の項のイによる教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において第八号から第十一号までの書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育職員検定及び普通免許状授与願書（様式第八号） 二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。） 三 誓約書（様式第二号） 四 出願要件調書（様式第九号） 五 履歴書（様式第三号） 六 身体に関する証明書（様式第十号） 七 基礎資格証明書 八 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする 	<p>第十五条の改正に伴い削除したもの。</p> <p>教育職員検定による普通免許状の授与に係る出願の手続きとして条項を整理したもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>九 学力に関する証明書</p> <p>十 実務に関する証明書（様式第七号、様式第七号の二又は様式第七号の三）</p> <p>十一 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする場合に限る。）</p> <p>十二 免許状更新講習修了（履修）証明書</p> <p>十三 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p>九 実務に関する証明書（様式第七号。実務年数を出願要件に含む場合に限る。）</p> <p>十 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>十一 技術証明書（技術証明を必要とする場合に限る。）</p> <p>第十七条 免許法別表第三、別表第四、別表第五（前条の規定による者を除く。）及び別表第六から別表第八まで、附則第五項若しくは第九項又は免許法施行規則第六十四条第二項の規定による教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において第十号及び第十一号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び普通免許状授与願書（様式第八号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 誓約書（様式第二号）</p> <p>四 出願要件調書（様式第九号）</p> <p>五 履歴書（様式第三号）</p> <p>六 免許状の写し（様式第五号）</p> <p>七 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>八 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>九 旧令による学校の卒業証明書（修業年数を記入したもの。免許法附則第五項の規定によるものに限る。）</p> <p>十 実務に関する証明書（様式第七号。免許法別表第四により出願する者は欠くことができる。）</p> <p>十一 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>十二 単位修得証明書（昭和六十三年改正法附則第十項の適用を</p>	<p>第十六条の改正に伴い削除したもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>第十七条 教育職員検定により特別免許状の授与を受けようとする者（以下、この条において「出願者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第六号及び第七号書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び特別免許状授与願書（様式第十一号の二）</p> <p>二 出願者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書</p> <p>三 戸籍抄本（出願前三月以内のもの。）</p> <p>四 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>五 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>六 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>七 成績証明書又は担当する教科に関する専門的な知識経験若しくは技能を有することを証する書類</p> <p>八 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第十八条 教育職員検定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、現に勤務し、又は勤務しようとする学校の長及び所轄庁等を経由して、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第五号及び第八号から第十号までの書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び臨時免許状授与願書（様式第十二号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>五 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>六 基礎資格等を証明する書類</p>	<p>受けようとする者は欠くことができる。）</p> <p>第十七条の二 教育職員検定により特別免許状の授与を受けようとする者（以下、この条において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び特別免許状授与願書（様式第十一号の二）</p> <p>二 申請者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書</p> <p>三 戸籍抄本（出願前三月以内のもの。）</p> <p>四 誓約書（様式第二号）</p> <p>五 履歴書（様式第三号）</p> <p>六 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>七 成績証明書又は担当する教科に関する専門的な知識経験若しくは技能を有することを証する書類</p> <p>八 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>第十八条 教育職員検定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、現に勤務し、又は勤務しようとする学校の長及びその学校を所管する教育委員会を経由して、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において第八号から第十一号までの書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び臨時免許状授与願書（様式第十二号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 誓約書（様式第二号）</p> <p>四 履歴書（様式第三号）</p> <p>五 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>六 身体に関する証明書（様式第十号）</p>	<p>様式改正等に伴う所要の文言整理を行ったもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>七 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>八 実務に関する証明書（様式第七号。現に勤務している者に限る。）</p> <p>九 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする場合に限る。）</p> <p>十 助教諭採用に関する理由書（様式第十三号）</p> <p>十一 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第十九条 免許法及び施行法の施行前の教員免許関係法規（以下「旧法規」という。）による教員免許状を有する者で、施行法第一条第三項の規定により、普通免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第五号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員免許状交付願書（様式第十四号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 旧法規による免許状の写し</p> <p>五 教科に関する証明書（様式第十五号）又は成績証明書</p> <p>六 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>第二十一条 免許状を破損し若しくは紛失したことにより、免許状の再交付を願う場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員免許状再交付願書（様式第十七号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p>	<p>七 基礎資格証明書</p> <p>八 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする者に限る。）</p> <p>九 実務に関する証明書（様式第七号。現に勤務している者に限る。）</p> <p>十 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>十一 助教諭採用に関する理由書（様式第十三号）</p> <p>第十九条 免許法及び施行法の施行前の教員免許関係法規（以下「旧法規」という。）による教員免許状を有する者で、施行法第一条第三項の規定により、普通免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員免許状交付願書（様式第十四号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 誓約書（様式第二号）</p> <p>四 履歴書（様式第二号）</p> <p>五 旧法規による教員免許状の写（様式第五号）</p> <p>六 教科に関する証明書（様式第十五号）又は成績証明書</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>第二十一条 免許状を破損し若しくは紛失したことにより、免許状の再交付を願う場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員免許状再交付願書（様式第十七号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの）</p> <p>三 履歴書（様式第三号）</p>	<p>様式改正に伴う 所要の文言整理 を行ったもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>四 再交付理由書（様式第十八号。所属長又は関係官公署の証明があるもの。ただし、破損の場合は、その免許状をもつて代えることができる。）</p> <p>第二十二條 免許法第三條の二の規定により各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を講師に充てようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 無免許非常勤講師採用届出書（様式第十八号の二）</p> <p>二 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>三 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>第二十三條～第二十九條 （略）</p> <p>第三十條 第十七條の二に規定する規定する特別免許状の様式は、様式第二十五号の二による。</p> <p>第三十一條～第三十四條 （略）</p>	<p>四 再交付理由書（様式第十八号。所属長又は関係官公署の証明があるもの。ただし、破損の場合は、その免許状をもつて代えることができる。）</p> <p>第二十二條 免許法第三條の二の規定により各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を講師に充てようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 無免許非常勤講師採用届出書（様式第十八号の二）</p> <p>二 履歴書（様式第三号）</p> <p>三 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>第二十三條～第二十九條 （略）</p> <p>第三十條 第十七條の二に規定する規定する特別免許状の様式は、様式第二十五号の二による。</p> <p>第三十一條～第三十四條 （略）</p>	<p>様式改正に伴う 所要の文言整理 を行ったもの。</p>

様式第二号の内容を追加し、所要の文言整理を行ったもの。

<p style="text-align: right;">様式第1号</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与等願書</p> <p style="text-align: right;">宮城県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本 籍 地 都・道・府・県</p> <p style="text-align: right;">住 所 (フリガナ)</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)</p> <p style="text-align: right;">連絡先電話番号</p> <p>下記の教育職員免許状の授与（補教育制度の追加の定め）を別添関係書類を添えて出願します。 なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免許状の種類 2 教科又は領域 <p><small>※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）</small></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 成年後見人又は保佐人 4 刑罰以上の刑に処せられた者 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 6 第11条第1項第3号までの規定により免許状の効力を失った者 7 日本国籍法施行の日以後において、日本国籍法又はその下に成された取得を効力で被喪することを選択その他の身体を喪失し、又はこれに加入した者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">授与手教科</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">宮城県収入部</p> </div>	<p style="text-align: right;">様式第1号</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与等願書</p> <p style="text-align: right;">宮城県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (ふりがな)</p> <p style="text-align: right;">(本人署名又は記名押印)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 年(男・女)</p> <p style="text-align: right;">本 籍 現 住 所</p> <p>下記の教育職員免許状を授与されるよう別添関係書類を添えてお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免許状の種類 2 教科又は領域 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">授与手教科</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">宮 城 県 収 入 部</p> </div> </div>	
---	---	--

改正後	現行	備考
<p>様式第2号 削除</p>	<div data-bbox="341 1099 1227 1769" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">様式第2号</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>官城県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (本人署名又は記名押印)</p> <p>私は次の各項に該当せず、また提出する一切の書類が真実であることを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年被後見人又は被保佐人 2 禁錮以上の刑に処せられた者 3 免許状失効又は免許状取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 </div>	<p>様式第一号等の改正に伴い削除したものである。</p>

改正後	現行	備考
<p>様式第5号 削除</p>	<div style="text-align: center;"> <p>様式第5号</p> <p>教育職員免許状(又は各種免許証)写</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">授与条件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">上記は原本と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属長 印</p> <p style="text-align: center;">所轄庁 印</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">備考</p> <p>イ 原本どおり正確に記入すること。(又は縮小した写しを貼付けし、台紙とにかきつけて割印を押すこと。)</p> <p>ロ この字は最も重要なもの一つであるから、照合に特に正確慎重を期すること。</p> <p>ハ 虚偽の作成又は照合した者は、教育職員免許法第21条の罰則の適用を受ける。</p> <p>ニ 幼稚園、小学校並びに中学校については、校長及び市町村教育委員会の2ヶ所で照合し、高等学校については、校長が照合する。</p>	<p>普通免許状の授与等に係る出願の手続きの改正に伴い削除したものである。</p>

改正後

現行

備考

様式第7号 (東面)

実務の成績

種 類 事 項	不十分	や 不十分	普通	良好	優 秀
1 教育上必要な専門的な研究及び一般的教養を高めるための努力をしているか					
2 学校の方針を理解して計画的な学級又はホームルーム経営に努力しているか					
3 教材研究等教育上の準備はよくやっているか					
4 教室等環境の整備はゆきとどいているか					
5 児童生徒をよく理解し、掌握しているか					
6 児童生徒の実態に即した指導方法をとっているか					
7 指導内容は正確であるか					
8 評価は適切で、その結果を生かしているか					
9 家庭との連絡をよくとり、適切な生活指導を行っているか					
10 分掌事務を正確迅速に処理しているか					
参考事項					

所 見

上記のとおり証明します。
年 月 日 所 属 長 印

所 見

上記のとおり証明します。
年 月 日 所 属 長 印

※ 両面で作成すること。やむを得ず片面ずつとなる場合は正確を記して印刷部分に所轄庁（業務担当責任者）の印を捺印すること。

(裏)

実務の成績

種 類 事 項	不十分	や 不十分	普通	良好	優 秀
1 教育上必要な専門的な研究、並びに一般的教養を高めるための努力をしているか					
2 学校の方針を理解し計画的な学級、ホームルーム経営に努力をしているか					
3 教材研究等教育上の準備はよくやっているか					
4 教室等環境の整備はゆきとどいているか					
5 児童生徒をよく理解し、掌握しているか					
6 児童生徒の実態に即した指導方法をとっているか					
7 指導内容は正確であるか					
8 評価は適切で、その結果を生かしているか					
9 家庭との連絡をよくとり、適切な生活指導を行っているか					
10 分掌事務を正確迅速に処理しているか					
参考事項					

所 見

上記のとおり証明します。
年 月 日 所 属 長 印

所 見

上記のとおり証明します。
年 月 日 所 轄 庁 印

所要の文言整理を行ったもの。

改正後

現

行

備考

様式第7号の2 (裏面)

(新設)

観 察 事 項	実 務 の 成 績				
	不十分	や 不十分	や 普通	良 好	優 秀
1 食や栄養の研究・研修に努めるとともに、一般的に教養を高めるための努力をしているか					
2 学校給食における所要栄養量、食品構成表、献立の作成や栄養管理を適切に行っているか					
3 食材の選定、購入、検収及び保管を適切に行っているか					
4 調理員の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生等衛生管理はゆきとどいているか					
5 児童生徒の食に関する状況を把握する等、児童生徒をよく理解しているか					
6 食や栄養の専門的立場から担任教諭等を補佐して児童生徒に対しての集団又は個別の指導方法は適切か					
7 指導内容は正確であるか					
8 学校給食の安全と食事内容の向上のため、検査の実施及び検査用保存食の管理は適切か					
9 家庭への健康や食生活に関する情報提供に努め、連携を図っているか					
10 分掌事務を正確迅速に処理しているか					
参 考 事 項					
所 見	上記のとおり証明します。 年 月 日 所属長				
所 見	上記のとおり証明します。 年 月 日 所属中等 (証明責任者)				

* 両面で作成すること、やの字を解す字面とする場合は左欄を縦じて印刷し部分に所属中等 (証明責任者) の印で印刷すること。

免許法附則第十八項の規定に基づく教育職員検定による普通免許状の授与に係る出願に必要な証明書を別に定めたもの。